【資料４】

障害者差別解消支援地域協議会等について

１　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律６５号）　※関係条文抜粋

（障害者差別解消支援地域協議会）

　障害者差別解消法第17条第1項

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下、この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

同法第17条第2項

前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二　学識経験者

三　その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

同法第18条第1項

　協議会は前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。（以下略）

２　北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号）　※関係条文抜粋

（設置）

北海道障がい者条例第41条

　道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

同条例第42条第1項

地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。

(2)差別や虐待及び権利擁護に関すること。

(3)その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

同条例第42条第2項

前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行う。

3　障がい者暮らしやすい地域づくり委員会運営要綱　※関係部分抜粋

Ⅰ　総則

　第1　目的

この要綱は、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地

域づくりの推進に関する条例施行規則」（以下、「規則」という。）第20条の規定に基づき、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下、「条例」という。）第41条に規定された障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下、「地域づくり委員会」という。）の運営等について定める。

なお、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65

号）（以下「差別解消法」という。）第14条に基づく相談及び紛争の防止等を行うとともに、同法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う。

Ⅲ　地域課題の協議

　第1　地域課題等の協議の趣旨

(1)地域づくり推進員は、地域づくり委員会における障がい者を巡る課題全般を所掌していること（条例第42条）にかんがみ、地域課題等を積極的に把握し、協議を行うよう努めるものとする。

(2)その際、関係市町村の（自立支援）協議会と密接に連携し、（自立支援）協議会では解決が難しい広域的な課題等の解決などを目指すものとする。

(3)条例第42条第2項に基づく情報の交換及び協議を行う地域づくり委員会は、必ず年1回以上開催するものとする。

　第2　条例第42条第2項に基づく情報の交換及び協議を行う場合

　地域づくり委員会を条例第42条第2項に基づく情報の交換及び協議を行う場合は、参考人として、

次の関係機関等に参画を求め、それぞれの機関における差別を解消するための取組のほか、差別に関す

る相談事案や対応状況等に関する情報の交換及び協議を行い、地域全体の障がいを理由とする差別の解

消の取組の推進を図るものとする。

　なお、開催に先立ち、参加者全員に対し、差別解消法第19条及び25条の規定を周知し、秘密保持義

務があることを示すことにより、積極的な意見交換や連携の推進を担保するものとする。

　参考人として想定される機関として、

　行政（国の機関、市町村、道の機関）、関係機関団体等（当事者、教育、福祉等、医療・保健、事業者、法曹等）、その他（新聞社、放送局、学識経験者等）の関係機関一覧が示されている。